

「株式投資契約書」の記載事項について

目次

使用する様式

【株主が会社に対し約束する事項】

1. 第4条第1項（個人が一定の株主に該当しないこと）・・・2
2. 第4条第2項（税制適格ストック・オプションの特例を適用しないこと）・・・4
3. 第4条第3項（株式の異動状況の報告）・・・5

【会社が株主に対し約束する事項】

1. 第5条第1項（個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類の作成）・・・5
2. 第5条第2項（優遇措置Bの企業要件を満たすこと）・・・6
3. 第5条第3項（優遇措置Aの企業要件を満たすこと）・・・6
4. 第5条第4項（増資後の申請）・・・7
5. 第5条第5項（株式異動状況明細書の作成）・・・8
6. 第5条第6項（清算・破産・上場の報告）・・・8
7. 第5条第7項（その他優遇措置に関する報告と書類の交付）・・・9

【使用する様式】

本資料では、株式投資契約書「令和2年4月改定様式集の参考10」をもとにその記載事項等について解説します（以下、引用する様式の番号は令和2年4月改定版に基づきます。）。

（注1）以下、引用する契約の条項の「甲」は会社、「乙」は株主のことです。

（注2）令和2年4月1日以前に締結した株式投資契約書については、法令改正の影響により、条項の番号が異なる箇所があります。（詳しくは、「株式投資契約書」作成上の注意点について」の別表をご覧ください。）

【株主が会社に対し約束する事項】

1. 第4条第1項（個人が一定の株主に該当しないこと）

基準日（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日（乙が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の規定（以下「寄附金控除に係る規定」という。）の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法施行規則第19条の11第8項第1号イに規定する基準日）をいう。以下同じ。）において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。

株主が、基準日において「**個人が一定の株主に該当しない**」（租税特別措置法施行令第25条の12第1項第1号から第7号）ことを会社に約束します。

会社はこれを確認した場合、様式集の参考7「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」を作成し、株主に交付する必要があります。優遇措置を受けるためには、株主はこの書類を税務署に提出する必要があります。

なお、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第1号イは優遇措置Bの規定、同令第19条の11第8項第1号イは優遇措置Aの規定です。

<解説>

「個人が一定の株主に該当しない」ことには、2つのケースが含まれます。

まず、「**同族会社判定の基礎となる株主に該当しないこと**」、次に「**個人事業主が法人成りをした場合の個人事業主等に該当しないこと**」です。

(1) 「同族会社判定の基礎となる株主に該当しないこと」について

① 判定の方法

「同族会社判定の基礎となる株主に該当しないこと」を確認するためには、まず対象会社が同族会社に該当するかどうかを判定（**同族会社の判定**）し、同族会社である場合には、どの株主がエンジェル税制の適用を受けられ、どの株主はエンジェル税制の適用外となるのかを判定（エンジェル税制適用可否の判定）します。

② 同族会社の判定

同族会社に該当するかどうかの判定（同族会社の判定）は、**株式数の割合（持株割合）**と**議決権数の割合（議決権割合）**のいずれかにおいて、上位3人の割合が全体の2分の1を超えれば同族会社と判定します（法人税法施行令第4条第3項第1号・第2号）。

（注1）株主グループがいる場合には個人株主単位でなく株主グループで計算します。

（注2）議決権割合を計算する際には、議決権制限付株式は同族会社の判定の算出には含みません。

③ エンジェル税制適用可否の判定

同族会社と判定された場合、次にエンジェル税制適用可否の判定を行います。この場合、上位株主の「順位」により行います。（同族会社の判定は上位株主の「人数」により行います。）

その際、株主の順位を持株割合と議決権割合のいずれにより決定するかが問題となりますが、これについては「持株割合」で同族会社と判定された場合は「持株割合」で順位を計算し、「議決権割合」で同族会社と判定された場合は「議決権割合」で順位を計算するとされています。(租税特別措置法施行令第71条第3項)

(注) 詳しくは「[同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定](#)」

(<https://angel-tax.tokyo/structure/pdf/200720.pdf>) をご参照ください。

(2) 「個人事業主が法人成りをした場合の個人事業主等に該当しないこと」について

個人事業を営んでいたが、その事業の全部を承継する方法により株式会社を設立した場合(これを「**個人事業主の法人成り**」といいます。)には、**個人事業主であった者、その親族(6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族)、その使用人等**が当該会社の株式を保有してもエンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。

株主が上記の個人事業主、その親族、その使用人等でないことを明らかにする書類が様式集の参考7にある「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」で、株主がエンジェル税制の優遇措置を受けるためには、企業がこれを作成して株主に提出し、株主が税務署に提出する必要があります。

なお、租税特別措置法施行令にはこれに関する規定を設けており、下記に抜粋しますが、婚姻の届け出をしていない事実婚も含めるなど、該当者を広く定めております。

租税特別措置法施行令(優遇措置Bは第25条の12第1項、優遇措置Aは第26条の28の3第1項)の一部抜粋

- 二 当該特定株式を発行した特定中小会社の設立に際し、当該特定中小会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人(以下この項において「特定事業主であった者」という。)
- 三 特定事業主であった者の親族
- 四 特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 五 特定事業主であった者の使用人
- 六 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 七 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

2. 第4条第2項（税制適格ストック・オプションの特例を適用しないこと）

甲から与えられた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第29条の2に規定する新株予約権に係る同条第1項本文の規定の適用を受けないこと。

ストック・オプション（新株予約権）の権利を行使して株式を取得した場合、取得した株式の含み益に対する課税を取得時でなく株式売却時に繰り延べるという租税特別措置法の特例（租税特別措置法第29条の2第1項本文）の適用を受けないことを株主が会社に約束します。特例の適用を受けてしまうと、エンジェル税制の優遇措置が受けられなくなります。

<解説>

ストック・オプション（新株予約権）とは、株式をあらかじめ定められた価格（権利行使価額）で取得できる権利をいい、取得者は、発行会社に対して権利行使することにより、当該株式会社の株式の交付を受けることができます。

ストック・オプションの権利を行使し、権利行使価額より取得した株式の時価の方が大きい場合に生ずる経済的利益（含み益）についての課税は、原則として行使時において給与所得等として課税されます。この原則を「税制非適格ストック・オプション」といいます。

しかし、租税特別措置法第29条の2では、特例として一定の要件を満たす場合、行使時における給与所得課税等を株式売却時まで繰り延べて譲渡所得として課税することを認めております。この特例を「税制適格ストック・オプション」といいます。

原則と特例では、ストック・オプションに関する経済的利益（含み益）に対する課税の時期（株式取得時か株式売却時か）と税率（給与所得か申告分離課税か）が異なり、一般的には特例の方が有利と言われております。

ストック・オプションに関する経済的利益に対する課税を株式取得時に行うという原則を適用した場合には、エンジェル税制の優遇措置を受けることができます。しかし、当該課税を株式売却時に繰り延べるという特例を適用した場合には、エンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。

様式集の参考10の株式投資契約書第4条第2項では、株主の会社に対する約束事項の一つとして、「租税特別措置法第29条の2に規定する新株予約権に係る同上第1項本文の規定の適用を受けないこと。」と規定されていますが、この意味は、**株主がエンジェル税制に関する優遇措置を受ける代わりに、ストック・オプションに関する経済的利益に対する課税を株式売却時に繰り延べるという「税制適格ストック・オプション」の適用を受けないことを会社に約束するということ**です。

3. 第4条第3項（株式の異動状況の報告）

株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告すること。

株式を取得した後に、譲渡や贈与などにより株式数が増減した場合には、株主（乙）は会社（甲）に報告することを約束します。

会社は「株式異動状況明細書」を作成して株主に交付し、株主はこの書類を税務署に提出することによりエンジェル税制の優遇措置を受けることができます。

<解説>

株式取得時のエンジェル税制の優遇措置（優遇措置 A と優遇措置 B）を受けるためには、ベンチャー企業に投資した株式を株主が同じ年の 12 月 31 日時点においても保有し続けている必要があります。したがって、12 月 31 日までに取得した株式を譲渡や贈与してしまいますと、株式取得時のエンジェル税制の優遇措置を受けることができなくなります。

株主が取得した株式を同一年の 12 月 31 日において保有していることを明らかにする書類が様式集の参考 6 にある「**株式異動状況明細書**」です。株主がエンジェル税制の優遇措置を受けるためには、企業がこの「**株式異動状況明細書**」を作成して、株主に提出し、株主が税務署に提出する必要があります。

なお、株主が株式を取得した「翌年以降」に当該株式を譲渡や贈与をしても、株主が取得した株式を同一年の 12 月 31 日において保有しているため、株主は株式取得時のエンジェル税制の優遇措置を受けることができます。

ただし、株式売却時の優遇措置には株式の保有期間の制限はありませんので、株式を取得した同一年の 12 月 31 日までに当該株式を売却した場合でも売却時の優遇措置を受けることは可能です。

【会社が株主に対し約束する事項】

1. 第5条第1項（個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類の作成）

1. 第4条第1項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第19条の11第8項第2号に掲げる書類）を作成し、乙に交付すること。

会社は、株主が「一定の株主に該当しない」ことを確認した場合、参考 7 の

「**個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類**」を作成し、株主に交付することを約束します（租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 第 8 項第 2 号及び同令第 19 条の 11 第 8 項第 2 号）。株主がエンジェル税制の優遇措置を受けるためには、この書類を税務署に提出する必要があります。

<解説>

第 4 条第 1 項において詳細を説明していますので、そちらをご参照ください。

なお、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 第 8 項第 2 号は優遇措置 B の規定、同令第 19 条の 11 第 8 項第 2 号は優遇措置 A の規定です。

2. 第 5 条第 2 項（優遇措置 B の企業要件を満たすこと）

基準日において、中小企業等経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 項各号に掲げる要件に該当するものであること。

会社は、エンジェル税制の優遇措置 B を受けるための次の企業要件を満たしていることを株主に約束します。

- ・前事業年度の試験研究費等が売上高の 3%超存在する、または売上高成長率が 25%超存在すること（中小企業等経営強化法施行規則（以下、規則と言います。）第 9 条第 1 項イ）
- ・設立後 1 年未満の会社では、常勤の研究者・新事業活動従事者が 2 名以上存在すること（規則第 9 条第 1 項ロ）
- ・設立後 2 年未満の会社では、常勤の新事業活動従事者が 2 名以上存在すること（規則第 9 条第 1 項ハ）

<解説>

優遇措置 B の企業要件に関する規定です。なお、規則第 9 条には規定がありませんが、第 1 項イは設立後 5 年未満の会社に適用されるものです（設立後 5 年以上では試験研究費等が売上高の 5%超存在する必要があります。）。

3. 第 5 条第 3 項（優遇措置 A の企業要件を満たすこと）

乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、基準日において、規則第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号及び第 3 号に掲げる要件に該当するものであること。

会社は、次の企業要件等を満たしていることを株主に約束します。

- ・設立後 1 年未満かつ事業年度未経過の会社では、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有すること（規則第 11 条第 1 項第 1 号）

- ・設立後 5 年未満の会社では営業キャッシュフローがマイナスであること（規則第 11 条第 1 項第 2 号）
- ・①設立後 1 年未満かつ事業年度経過の会社では、試験研究費等が売上高の 5% 超存在すること、または常勤の研究者・新事業活動従事者が 2 名以上存在すること、②設立後 1 年以上 2 年未満の会社では、試験研究費等が売上高の 5% 超存在すること、売上高成長率が 25% 超存在すること、常勤の新事業活動従事者が 2 名以上存在すること、③設立後 2 年以上 3 年未満の会社では、試験研究費等が売上高の 5% 超存在すること、売上高成長率が 25% 超存在すること、④設立後 3 年以上 5 年未満の会社では、試験研究費等が売上高の 5% 超存在すること（規則第 11 条第 1 項第 3 号）

<解説>

優遇措置 A の企業要件等に関する規定です。

規則第 11 条第 1 項第 1 号の事業計画の規定は、企業要件そのものではありませんが、それに準ずるものと考えられます。設立後 1 年未満かつ事業年度未経過の会社の企業要件は、むしろ投資契約書の第 5 条第 2 項において会社が株主に約束したこと、つまり常勤の研究者・新事業活動従事者が 2 名以上存在することです。

規則第 11 条第 1 項第 2 号と第 3 号の規定は、令和 2 年 4 月 1 日に改正された中小企業等経営強化法施行規則に関するものです。

4. 第 5 条第 4 項（増資後の申請）

基準日以後遅滞なく、規則第 12 条に規定する手続（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合（甲が規則第 11 条第 1 項の確認を受けていない場合に限る。）には、規則第 13 条に規定する手続）を行い、規則第 12 条第 4 項に規定する確認書を乙に交付すること。

- ・増資が完了した場合、会社は遅滞なく都道府県に確認申請を行うことを株主に約束します。
- ・その後、都道府県は内容の確認を行って確認書を会社に交付します（規則第 12 条と規則第 13 条）。

<解説>

会社が行う申請と都道府県が行う確認に関する規定です。

規則第 12 条は優遇措置 B の規定、規則第 13 条は優遇措置 A の規定です。

なお、規定に出てくる規則第 11 条第 1 項の確認とは、優遇措置 A に関する事前確認のことです。

5. 第5条第5項（株式異動状況明細書の作成）

租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号に掲げる明細書（乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第19条の11第8項第3号に掲げる明細書）を作成し、乙の求めに応じて交付すること。

会社は、様式集参考6の株式異動状況明細書を作成し、株主に交付することを約束します（租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号、同令第19条の11第8項第3号）。

<解説>

第5条第1項の「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」とともに、企業が作成し株主に交付する書類として「**株式異動状況明細書**」があります。

なお、条文は次のようになります。

- ・ 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号
→ 優遇措置Bの個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ・ 租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第3号
→ 優遇措置Bの株式異動状況明細書
- ・ 同令第19条の11第8項第2号
→ 優遇措置Aの個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類
- ・ 同令第19条の11第8項第3号
→ 優遇措置Aの株式異動状況明細書

6. 第5条第6項（清算・破産・上場の報告）

次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、乙に交付すること。

- 一 清算の終了又は特別清算の終了があったとき。
- 二 破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。
- 三 発行する株式が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

会社は、次のいずれかに該当する場合、書面を作成し、株主に交付することを約束します。

- ・清算の終了、特別清算の終了
- ・破産手続の開始の決定
- ・金融商品取引所に上場、店頭登録

<解説>

- ・清算・特別清算・破産について

会社が清算や破産により消滅すると、当該会社に投資した株式の価値はゼロになってしまいますので、そのことを会社は株主に書面でもって報告することが求められます。

なお、この場合、株主は株式売却時の優遇措置を受け、他の株式等譲渡益と通算（相殺）するとともに、相殺しきれなかった損失を翌期以降3年間にわたり繰越し他の株式等譲渡益と通算（相殺）することもことができます。

ただし、清算手続や破産手続が終了してしまうと会社は消滅し代表者もいなくなるため確認書を受け取れなくなりますので、終了までに確認手続を終える必要があります。

- ・上場、店頭登録について

会社が上場や店頭登録（以下。上場等といいます。）を行った後に発行した株式を取得した場合には、基準日時点において会社は上場等をしているため、優遇措置を受けるための企業要件3（上場や店頭登録をしていない）に反してしまい、上場等後に株式を取得した株主はエンジェル税制の優遇措置を受けることはできなくなります。そこで、会社が金融商品取引所に上場等を行った場合、株主に当該事実を伝えるために書面を作成し、株主に交付することが必要となります。

一方、会社が上場等をして、株式売却時の優遇措置を受けるための基準日は株式取得日であり、その基準日において会社が上場等をしていないならば企業要件3（上場や店頭登録をしていない）に反することはないので、株主が株式売却時の優遇措置を受けることは可能です。

7. 第5条第7項（その他優遇措置に関する報告と書類の交付）

1. から6. までに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2 **又は第41条の19**の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

会社は、上記第1項～第6項以外に、株式取得時の優遇措置AないしB、株式売却時の優遇措置を受けるために必要な情報の提供や書類の交付を株主に行う

ことを約束します。

<解説>

第5条第1項～第6項は会社が株主に約束する事項のすべて（限定列举）ではなく、**代表的な例を示しただけです（例示列举）**。

したがって、会社は、株主に対し、株式取得時の優遇措置 A ないし B、株式売却時の優遇措置を受けるために必要な情報の提供や書類の交付を行うことが求められます。

なお、各条文の意味は次の通りです。

- ・ 租税特別措置法第37条の13 → 株式取得時の優遇措置 B
- ・ 租税特別措置法第37条の13の2 → 株式売却時の優遇措置
- ・ 租税特別措置法第41条の19 → 株式取得時の優遇措置 A